

議案第 5 2 号

三田市市民センター条例の一部を改正する条例の制定について

三田市市民センター条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 2 8 年 6 月 3 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市市民センター条例の一部を改正する条例

三田市市民センター条例（平成6年三田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

三田市さんだ市民センター	三田市三田町22番19号
--------------	--------------

第3条の3第2号中「及び三田市ウッディタウン市民センター」を「、三田市ウッディタウン市民センター及び三田市さんだ市民センター」に改める。

別表4 三田市ウッディタウン市民センター使用料の部の次に次のように加える。

5 三田市さんだ市民センター使用料

区分	面積(平方メートル)	定員(人)	30分当たりの使用料の額(円)
大集会場	165.0	200	450
研修室	43.0	24	150
工芸科学室	32.5	15	100
2階会議室	65.0	50	200
第1和室	43.0	20	150
第2和室	43.5	25	150
調理室	65.0	30	200
サークル室	32.5	20	100
談話室	30.0	18	100
小会議室	17.3	12	100
講座室	65.0	50	200
視聴覚室	81.3	40	250
3階会議室	43.0	25	150
美術室	32.3	20	100

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年9月1日から施行する。
(重要な公の施設に関する条例の一部改正)
- 2 重要な公の施設に関する条例(昭和39年三田市条例第10号)の一部を次のように改正する。
第2条を次のように改める。
(議会の普通議決を経なければならない重要な公の施設の利用)
第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第11号の規定により、議会において出席議員の過半数の議決を得なければならない公の施設の利用は、遊園地について、3月以上の期間でかつ独占的な利用をさせる場合とする。
(三田市公民館条例の廃止)
- 3 三田市公民館条例(昭和49年三田市条例第31号)は、廃止する。